

第1章 総 則

第1節 方 針

1 目 的

一般対策編第1章第1節1「目的」を準用する。

2 計画の性質

(1) 「地震対策編」は、東海地震、東日本大震災を始めとする海溝型地震や、阪神・淡路大震災、平成16年（2004年）新潟中越地震、平成19年（2007年）新潟中越沖地震といった内陸型地震を対象とし、その防災計画を定めるものである。

(2) 「地震対策編」は、町及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものであり、災害発生時及び災害が発生するおそれがある段階に講ずべき対策等を体系的に整理した実施細目（マニュアル）等については、さらに関係機関において別途具体的に定めることを予定している。

なお、この計画で、第5章は大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条の規定に基づく地震防災強化計画とし、第6章は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条の規定に基づく推進計画とする。

また、この計画に定められていない事項については、「御嵩町地域防災計画一般対策編」の例による。

3 計画の修正

一般対策編第1章第1節3「計画の修正」を準用する。

4 計画の構成

「地震対策編」は、災対法第40条の規定に基づき、町の地域にかかる地震災害の対策に関し、次の事項を定め、もって防災の万全を期するものである。

第1章 総則

第2章 地震災害予防計画

第3章 地震災害応急対策

第4章 地震災害復旧計画

第5章 東海地震に関する事前対策

第6章 南海トラフ地震に関する対策

5 県地域防災計画との関連

一般対策編第1章第1節6「県地域防災計画との関連」を準用する。

6 計画の用語

一般対策編第1章第1節7「計画の用語」を準用する。

第2節 防災に関する組織

一般対策編第1章第2節「防災に関する組織」を準用する。

第3節 町及び防災機関の業務の大綱

町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、一般対策編第1章第3節「町及び防災機関の業務の大綱」に定めるもののほか、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

1 町

機関の名称	事務又は業務の大綱
町	1 御嵩町防災会議に関する事務 2 防災に関する施設及び組織の整備と訓練 3 防災に関する物資及び資材の備蓄並びに整備 4 被害の調査及び報告と情報の収集等 5 災害の防除と拡大の防止対策 6 救助、清掃、防疫等被災者の救助、保護 7 災害復旧資材の確保と物価の安定 8 被災産業に対する融資等の対策 9 被災者の生活確保 10 被災町営施設の応急対策 11 災害時における文教対策 12 災害対策要員の動員、雇上 13 災害時の交通、輸送対策 14 被災施設の復旧対策 15 管内の関係団体が実施する災害対策等の連絡調整 16 防災活動推進のための公共用地の有効活用 17 その他災害対策

2 県

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 岐阜県防災会議に関する事務 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練 3 災害による被害の調査報告と情報の収集等 4 災害の防除と拡大の防止 5 救助、防疫等被災者の救助、保護 6 災害復旧資材の確保と物価の安定 7 被災産業に対する融資等の対策 8 被災県営施設の応急対策 9 災害時における文教対策 10 災害時における公安の維持 11 災害対策要員の動員、雇上 12 災害時における交通、輸送の確保 13 災害時における防災行政無線通信の確保と統制 14 被災施設の復旧 15 市町村が処置する事務、事業の指導、指示、あっせん等 16 防災活動推進のための公共用地の有効活用

3 消防機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
可茂消防事務組合 消 防 本 部	1 町本部が行う防災に関する施設組織の整備と訓練の協力 2 災害による被害の調査と情報の収集 3 災害の防除と拡大防止 4 救助・救急及び被災者の保護 5 避難誘導 6 岐阜県防災ヘリコプター及び広域航空消防応援実施要綱によるヘリコプターの要請 7 緊急消防援助隊及び岐阜県広域消防応援協定に基づく応援要請 8 その他の災害対策

4 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
国 土 交 通 省 (中 部 地 方 整 備 局)	1 災害予防 (1) 所管施設の耐震性の確保 (2) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (3) 機動力を活かした実践的な方法による防災訓練の実施 (4) 河川防災ステーション、緊急河川敷道路、防災情報ネットワークなど防災関連施設の整備 2 初動対応 大規模地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣 3 応急・復旧 (1) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (2) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (3) 所管施設の緊急点検の実施 (4) 県からの要請に基づく災害対策用機械等の貸付 4 警戒宣言発令時 (1) 警戒宣言、東海地震に関連する情報等の迅速な伝達 (2) 地震災害警戒体制の整備 (3) 人員、資機材等の配備や手配 (4) 緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力 (5) 道路利用者に対する情報の提供
中 部 森 林 管 理 局	1 国土保全事業の推進 (1) 治山事業の充実 (2) 保安林の整備とその適正な管理 2 災害予防対策 (1) 森林施業の防災措置 (2) 山腹崩壊、土砂流出等災害発生危険箇所の点検と予防対策 (3) 国有林野等からの林産物等の流出防止とその対策 (4) 国有林野の火災防止対策 3 災害応急対策 (1) 災害応急又は災害復旧対策に必要な技術職員等の把握と派遣 (2) 災害応急又は災害復旧資材の貸付 (3) 災害復旧用材（木材）の備蓄及び供給

	<p>4 災害復旧対策 国有林野事業施設及び民有林直轄治山施設等に係る災害復旧</p>
東 海 農 政 局	<p>1 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり防止区域内の農地地域に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全対策の推進</p> <p>2 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報の収集</p> <p>3 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るための必要な指導</p> <p>4 被災地における農産物等の病虫害防除に関する応急措置についての指導</p> <p>5 農地、農業用施設等の災害時における応急措置についての指導並びにこれらの災害復旧事業の実施及び指導</p> <p>6 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置</p> <p>7 農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等</p> <p>8 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等に関する指導</p> <p>9 被害を受けた関係業者・団体の被災状況の把握</p> <p>10 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置</p>
気象庁（岐阜気象台）	<p>1 地震情報の伝達</p> <p>2 東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）の伝達</p> <p>3 南海トラフ地震臨時情報、南海トラフ地震関連開設情報の伝達</p> <p>4 津波警報及び津波情報の伝達</p> <p>5 二次災害防止のための余震に関する情報、気象警報・注意報等、気象等に関する情報の適時・適切な提供</p> <p>6 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報</p> <p>7 防災訓練の実施及び関係機関との協力</p>
岐 阜 労 働 局 多 治 見 労 働 基 準 監 督 署	<p>1 事業場における労働災害の防止</p> <p>2 化学設備の緊急遮断装置等異常事態に備えての機械・設備の安全確保及び管理体制の整備</p> <p>3 悪天候時における高所作業、ずい道工事等の即時中止、退避等作業者の安全確保</p> <p>4 救出、復旧工事等緊急作業時における労働災害防止</p> <p>5 労働保険料等の納付猶予の措置</p>

5 自衛隊

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸 上 自 衛 隊 第 35 普 通 科 連 隊 航 空 自 衛 隊 岐 阜 基 地 小 牧 基 地	<p>1 防災に関する調査推進</p> <p>2 関係機関との連絡調整</p> <p>3 災害派遣計画の作成</p> <p>4 防災に関する訓練の実施</p> <p>5 災事情報の収集</p> <p>6 災害派遣と応急対策の実施</p>

6 警察

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
可 児 警 察 署	<p>1 各種情報の収集・伝達及び民心安定のための広報活動の実施</p> <p>2 危険区域居住者の避難誘導、被災者の救出・救助活動</p> <p>3 被災地における交通秩序の確保並びに不法事案等の予防及び取締り</p> <p>4 遺体の見分、検視等</p> <p>5 自主防災組織等に対する活動支援</p>

	6 その他、町本部等防災関係機関が行う災害応急対策についての協力
--	----------------------------------

7 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
御 嵩 郵 便 局 御 嵩 中 郵 便 局 上 之 郷 郵 便 局 伏 見 郵 便 局	1 災害時における郵便業務の確保 (1) 郵便の運送、集配の確保 2 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務 取扱い及び援護対策の実施 (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 (2) 被災者救助団体に対するお年玉はがき寄付金の配分 (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社等にあてた救助用の現金書留郵便 等の料金免除 3 郵便局の窓口業務の維持
株 式 会 社 岐 阜 放 送 株 式 会 社 中 日 新 聞 社 N H K 岐 阜 放 送 局 株 式 会 社 岐 阜 新 聞 社	1 県民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底 2 県民に対する災害応急対策等の周知徹底 3 社会事業団等による義援金の募集、配分 4 放送施設の保守
西日本電信電話株式会社 岐 阜 支 店 株 式 会 社 N T T ド コ モ	1 電話（通信）施設の整備と防災管理 2 災害時における緊急通話の取扱い 3 被災施設の調査と災害復旧
日 本 赤 十 字 社 岐 阜 県 支 部 御 嵩 町 分 区	1 医療、助産、保護の実施 2 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 3 義援金の募集配分
中 部 電 力 株 式 会 社 加 茂 営 業 所	1 ダム施設等の整備と防災管理 2 災害時の電力供給 3 被災施設の調査と災害復旧
名 古 屋 鉄 道 株 式 会 社	1 鉄道施設の整備 2 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 3 災害時の応急輸送対策 4 被災施設の調査及び復旧

8 医師会等

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
可 児 医 師 会 可 児 歯 科 医 師 会 岐 阜 県 薬 剤 師 会 可 茂 支 部	1 医療及び助産活動の協力 2 防疫その他保健衛生活動の協力 3 医薬品の調剤、適正使用及び医薬品の管理

9 公共的団体

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
J A め ぐ み の 可 児 本 部 み た け 支 店 中 支 店 伏 見 支 店 可 茂 森 林 組 合	1 町本部が行う農林関係の被害調査等応急対策への協力 2 農作物、林産物等の災害応急対策についての指導 3 被災農林家に対する融資又はあっせん 4 農林業共同利用施設の被害応急対策及び復旧 5 飼料、肥料等の確保又はあっせん
可 児 土 地 改 良 区	1 農業用ため池等の施設の整備と防災管理 2 その他、町本部の行う農業関係の被害調査及び復旧対策についての協力

	3 たん水防除施設の整備と防災管理 4 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
可児川防災等ため池組合	1 農業用ため池等の施設の整備と防災管理
御嵩町社会福祉協議会	1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資 2 ボランティア活動の推進 3 義援金品の配分
御嵩町商工会	1 町本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等についての協力 2 災害時における物価安定についての協力 3 救助用物資、復旧用資材の確保についての協力、あっせん
株式会社ケーブルテレビ可児 FMラインウェーブ株式会社	1 町民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底 2 町民に対する災害応急対策等の周知徹底 3 放送施設の保守

10 災害上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
医療施設の管理者	1 災害時における病人等の収容及び保護 2 災害時における被災負傷者の治療及び助産 3 避難施設の整備及び避難訓練の実施
金融機関	1 災害関係の融資に関する措置の要請 2 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置の要請 3 手形交換、休日営業等に関する措置の要請 4 生保及び損保保険金の支払い及び保険料の払込猶予に関する措置の要請 5 営業停止等の対応に関する措置の要請
危険物、高圧ガス等取り扱い機関、給油所等ガソリン取り扱い機関	1 危険物、高圧ガス等の防災管理 2 災害時における高圧ガス、LPガス等の供給 3 ガソリン等危険物の防災管理 4 災害時におけるガソリン等の供給

11 地域住民の自主防災組織

機関の名称	事務又は業務の大綱
自主防災組織	1 自主防災組織の整備 2 防災思想の普及 3 防災資機材の整備 4 地震予知情報等の伝達 5 組織的初期消火 6 負傷者等の救出救護 7 組織的避難 8 給食給水活動 9 各種防災訓練への参加 10 要配慮者の支援及びその他の相互扶助
ゴルフ場経営者	1 災害時における防災情報通信機能の確保 2 災害時における臨時ヘリポートの設置及び被災者の救援活動

第4節 住民等の基本的責務

1 住民の責務

一般対策編第1章第4節1「住民の責務」を準用する。

2 事業者の責務

一般対策編第1章第4節2「事業者の責務」を準用する。

3 岐阜県地震防災対策推進条例に基づく防災協働社会の形成推進

地震災害は突発的に発生するものであり、初期消火や救助等、地震発生直後の対策における自助、共助が果たす役割は極めて大きく、その後の生活環境維持も含め、行政だけでは時間的にも量的にも限界がある。また、住宅等の個人資産の地震対策においては、個人個人の対応が大きなウエイトを占める。

そこで、災害に強い社会とするため、「岐阜県地震防災対策推進条例」（平成17年4月1日施行）に基づき、県、町、町民、事業者、自主防災組織、ボランティア等がその責務や役割を認識し、一体となって取り組む防災協働社会の形成を目指すものとする。

第5節 御嵩町の断層等の概要

1 御嵩町の地質

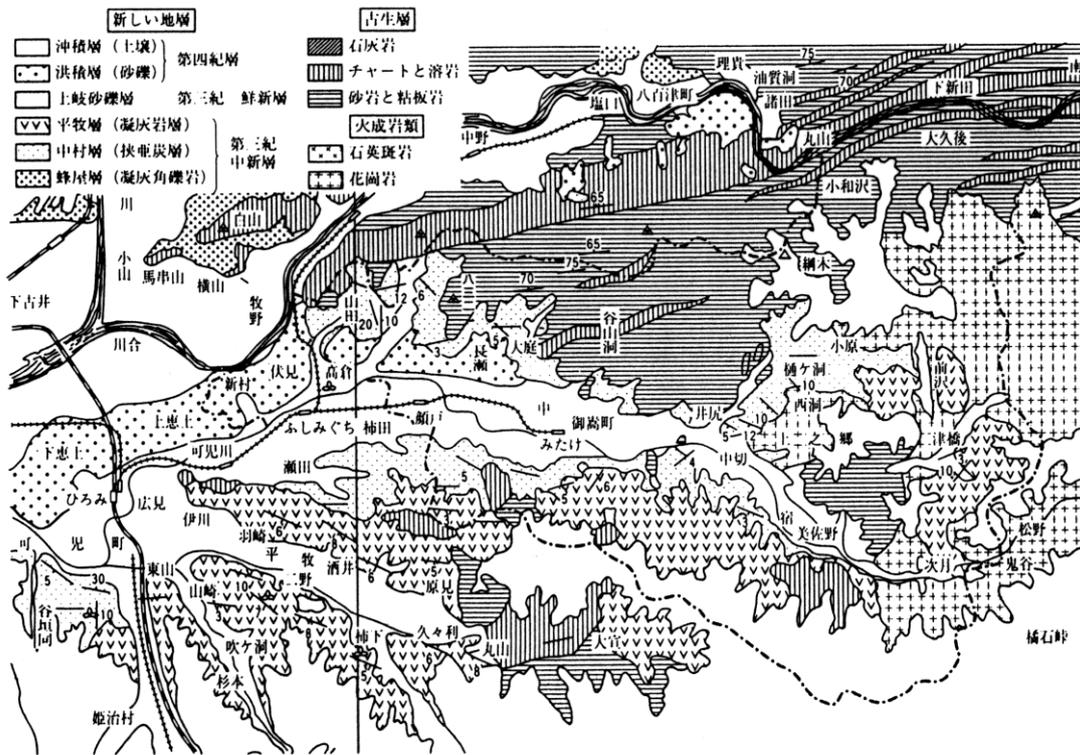
町の地質は、中・古生層と、花崗岩帯で、この2つの基盤岩の上をおおう新生代の第三紀中新生、第三紀鮮新生、第四紀の地層により形成されている。

北部一帯の中・古生層は、チャート・頁岩・粘板岩・砂岩の堆積岩からなり、非常に硬質なものとなっており、木曾川の兩岸の岸壁にみられる景勝のように、浸食に抵抗した奇岩が岩礁をつくりだしている。

東部の花崗岩帯は、主に黒雲母花崗岩の火成岩で、水の浸食などにより、巨大な岩壁や巨岩塊が積み重なった景観を呈している。

新生代の第三紀中新生層は、凝灰岩質の中村層と平牧層の二層に区分され、第三紀鮮新生は、上岐砂礫層で南丘陵付近などを占め、第四紀層は、沖積層、洪積層で可児川の流域にみられる。

御嵩町域の地質



「可児・加茂の地形と地質（山田守貞）」より

2 活断層の概要

断層は従来地震の原因ではなく、地震動の結果として地層がずれたのであるという考えであったが、近年、地震断層が発見されて、「最近の地質時代に活動した証拠があり、今後も繰り返す大地震を発生させる可能性がある」と判断される断層つまり活断層が、地震発生と密接なかわりをもっていることが明らかになった。今日では、地震予知の点から活断層の存在は特に重要視されている。

岐阜県を中心とする中央日本の地域には、多数の活断層が分布していることが最近のプレートテクトニクスの研究によって明らかにされている。

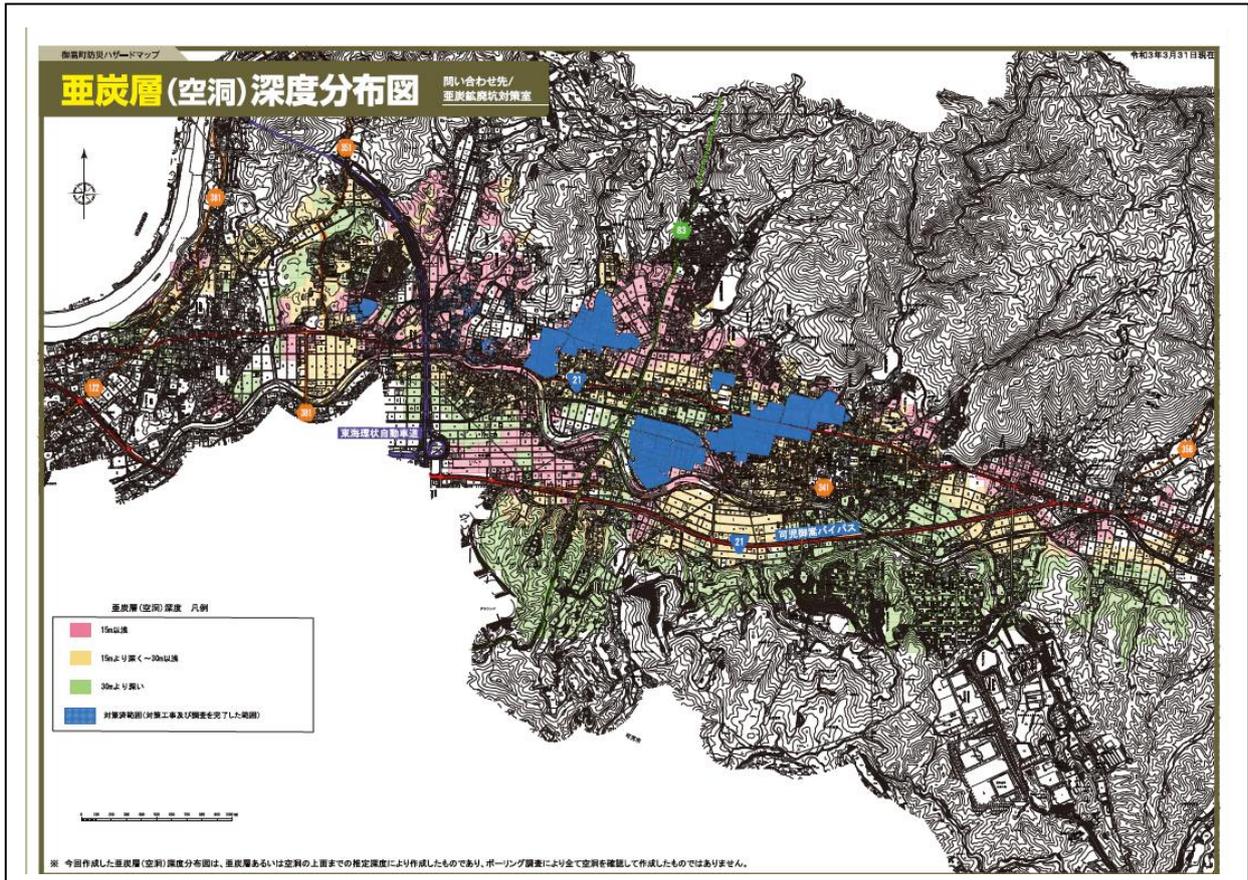
3 亜炭鉱廃坑の地震防災対策

町では、かつて100箇所以上にのぼる亜炭鉱において亜炭が採掘され、東海、北陸地方の繊維産業、陶磁器産

業、食品産業等の重要なエネルギー源として活用された。このため、亜炭鉱廃坑の地下空洞が町内の市街地を中心に約8平方キロメートルに分布している。

亜炭鉱廃坑は、一般に地表から浅い部分にあるため、落盤、陥没等により人家、農地等に被害をもたらしている。東日本大震災では、地震による亜炭鉱廃坑に起因する陥没の被害が数多く確認されており、平常時でさえ浅所陥没を起こす亜炭鉱廃坑が大地震時の際にどれだけの影響を与えるのか、地震防災対策が重要な課題になっている。

亜炭層（空洞）深度分布図



第6節 被害想定

岐阜県が平成25年2月に発表した「南海トラフの巨大地震等被害想定調査」及び平成31年2月に発表した「内陸直下地震に係る深度分布解析・被害想定調査」結果を踏襲する。

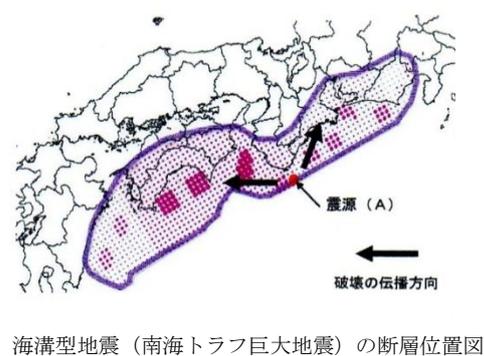
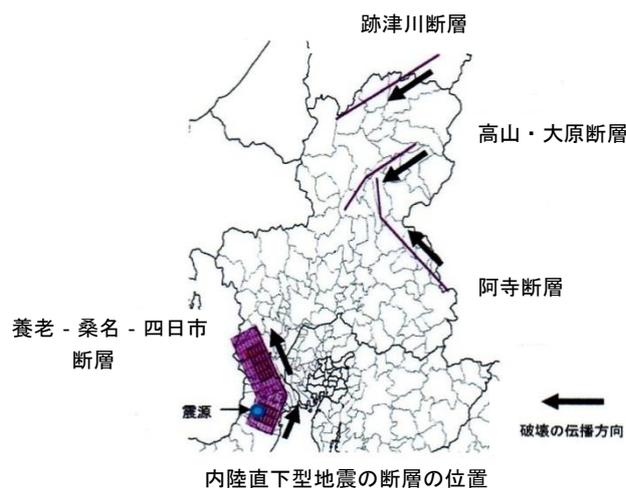
1 調査の概要

(1) 想定地震

種類	震源モデル	想定マグニチュード
内陸型地震	養老-桑名-四日市断層帯	M7.7
	阿寺断層帯	M7.9
	跡津川断層帯	M7.8
	高山・大原断層帯	M7.6
海溝型地震	南海トラフ巨大地震	M9.0

(2) 前提条件

地震発生時刻	冬早朝 (午前5時)	多くの人が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する可能性が高い。
	夏昼 (午前12時)	オフィスや繁華街などに多数の滞留者があり、自宅以外で被災するケースが多い。
	冬夕方 (午後6時)	住宅などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。オフィスや繁華街周辺および駅に通勤・通学等による滞留者が多数存在。
亜炭鉱の取り扱い		空洞深度が5～15m程度にある場合は、地表面の揺れが大きくなることを考慮した。



2 内陸型地震による被害想定

(1) 岐阜県の被害想定結果

ア 養老-桑名-四日市断層帯

発生時刻		冬の朝5時	夏の昼12時	冬の夕方18時
震度		4～7		
液状化危険度	15 < PL	県内面積の約6%		
建物被害	全壊	68,389棟		
	半壊	113,366棟		
	焼失棟数	366棟	444棟	1,251棟
人的被害	死者	3,075人	1,173人	1,811人
	負傷者	26,349人	22,666人	19,305人

イ 阿寺断層帯

発生時刻		冬の朝5時	夏の昼12時	冬の夕方18時
震度		4～5強		
液状化危険度	15 < PL	県内面積の約1%		
建物被害	全壊	16,092棟		
	半壊	37,103棟		
	焼失棟数	39棟	49棟	162棟
人的被害	死者	898人	340人	526人
	負傷者	8,960人	7,723人	6,384人

ウ 跡津川断層帯

発生時刻		冬の朝5時	夏の昼12時	冬の夕方18時
震度		4～7		
液状化危険度	15 < PL	県内面積の約1%		
建物被害	全壊	19,682棟		
	半壊	39,304棟		
	焼失棟数	31棟	136棟	383棟
人的被害	死者	980人	373人	577人
	負傷者	9,032人	9,276人	7,030人

エ 高山・大原断層帯

発生時刻		冬の朝5時	夏の昼12時	冬の夕方18時
震度		4～7		
液化化危険度	15 < PL	県内面積の約1%		
建 物 被 害	全 壊	16,524棟		
	半 壊	32,112棟		
	焼失棟数	80棟	96棟	277棟
人 的 被 害	死 者	874人	333人	514人
	負 傷 者	7,754人	7,029人	5,667人

(2) 御嵩町の被害想定結果

ア 養老-桑名-四日市断層帯

発生時刻		冬の朝5時	夏の昼12時	冬の夕方18時
震度		5弱から6弱		
建 物 被 害	全 壊	5棟		
	半 壊	138棟		
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟
人 的 被 害	死 者	0人	0人	0人
	負 傷 者	28人	25人	21人

イ 阿寺断層帯

発生時刻		冬の朝5時	夏の昼12時	冬の夕方18時
震度		5弱から5強		
建 物 被 害	全 壊	0棟		
	半 壊	45棟		
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟
人 的 被 害	死 者	0人	0人	0人
	負 傷 者	9人	11人	8人

ウ 跡津川断層帯

発生時刻		冬の朝5時	夏の昼12時	冬の夕方18時
震度		5弱から5強		
建 物 被 害	全 壊	0棟		
	半 壊	46棟		
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟
人 的 被 害	死 者	0人	0人	0人
	負 傷 者	9人	9人	7人

エ 高山・大原断層帯

発生時刻		冬の朝5時	夏の昼12時	冬の夕方18時
震度		5弱から5強		
建 物 被 害	全 壊	0棟		
	半 壊	25棟		
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟
人 的 被 害	死 者	0人	0人	0人
	負 傷 者	5人	6人	4人

(3) 想定結果からの課題

町の場合、4つの想定地震の震源からいずれも離れていることから、どの想定地震においても6弱を超える震度は予想されていない。

「御嵩町の被害想定」によると、上記の4つの震源のうち「養老-桑名-四日市断層帯」を震源とする地震において、建物全壊5棟、建物半壊138棟という想定結果から、建物の耐震化が急務であるといえる。さらに、不燃化、消防力の更なる整備、ライフラインの早期復旧体制の整備、自主防災体制の充実、そして何よりも住民一人ひとりの意識の高揚が重要といえる。

3 海溝型地震による被害想定

(1) 調査結果の概要

ア 内閣府と同じ紀伊半島沖を震源とした基本ケースで、県全域が震度5強以上の揺れに見舞われ、県南部を中心に震度6弱が予想される。

イ 地震動の継続時間が長いことから、液状化判定の対象となる緩い地盤のほとんどの範囲において液状化が発生する可能性があるとして予測される。

ウ 県南部を中心に、県全域で大きな被害が予想される。

(2) 岐阜県の被害想定結果

発生時刻		冬の朝5時	夏の昼12時	冬の夕方18時
震度		6弱		
液状化危険度	15 < PL	県内面積の約11%		
建 物 被 害	全 壊	35,418棟		
	半 壊	99,916棟		
	焼失棟数	10棟	17棟	208棟
人 的 被 害	死 者	474人	183人	285人
	負 傷 者	12,621人	7,928人	7,812人

(3) 御嵩町の被害想定結果

発生時刻		冬の朝5時	夏の昼12時	冬の夕方18時
震度		6弱		
建 物 被 害	全 壊	169棟		
	半 壊	761棟		
	焼失棟数	0棟	0棟	2棟
人 的 被 害	死 者	4人	2人	3人
	負 傷 者	133人	107人	94人

液状化などによる建物被害想定の詳細については次のとおりである。

全壊（棟）			半壊（棟）	
揺れ	液状化	急傾斜地	揺れ	液状化
68	101	0	600	161

また、町における液状化の想定は

・PL値（最小：0.00） （最大：15.46）

となっており、PL値に対応する面積比は「対象外100%」であることから、液状化の危険性はほとんどないと想定されている。

(4) 想定結果からの課題

町にとって、これまでの想定地震よりも大きい6弱の震度が予想されている。町は「内陸型地震による被害想定」と同様に建物の耐震化、道路緊急輸送体制の強化等により一層の推進を図るとともに、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことにより、被害を最小限に軽減していくよう取り組んでいく必要がある。

第7節 御嵩町の防災環境

1 人口

町の人口は昭和15年～25年にかけて大幅に増加したものの、一時は減少傾向を示した。しかし、昭和45年以降は増加に転じていたが、平成22年度の国勢調査では平成17年度の人口19,272人よりも減少し、18,824人となっている。近年はその増加率がやや停滞ぎみからやや減少の傾向にある。一方世帯数は年々増加しており、昭和60年に1世帯当たりの人数が平均3.9人であったのが、平成22年には3.0人と減少し、核家族化・少子化の傾向が表われている。

また、65歳以上の高齢者の人口比率が増加しており、昭和60年には11.7パーセントであったものが、平成22年には24.2パーセントに上昇している。こうした高齢者人口の増加は、災害時に行動が不自由な避難行動要支援者対策の必要性を示している。

2 土地利用

近年の動向をみると、宅地や工場用地が増大している。

町の市街地は、用途地域が指定されている既成市街地と、東海環状自動車道の可児御嵩ICの開設及び国道21号バイパスの整備に伴い、周辺の宅地化が進み、発展途中にある新市街地により構成される。既成市街地は、土地区画整理事業などの計画的な市街地整備は行われておらず、市街地の安全性と利便性の向上が必要とされている。

今後は、自然環境の保全と調和を考慮し、また防災上の視点を踏まえ、計画的な土地利用に基づいて整備を図ることが必要とされる。

3 交通

国道、県道については、通過交通量に対応した対策が必要であり、町道には幅員が狭隘な道路等も多く残されているため、その改良が求められている。

このようなところから大規模災害時には、消防活動が困難となる地域の発生が予想される。

4 災害条件（震災）

町における地震による大規模被害は、濃尾大震災時のみであるが、他災害と異なりその発生予測あるいは直接的な予防対策がないことから、発生が憂慮されている南海トラフ巨大地震等が発生すれば家屋が密集しているところや、亜炭鉱廃坑で特に坑道の浅い地域では、濃尾地震以上の被害が予想され、急傾斜地を中心に地すべり、山くずれ、がけ崩れ等の大きな被害が予想される。

5 災害時の企業との連携

町においては、工業団地が整備され、企業誘致を積極的に推進していることから、事業所の増加が見込まれる。今後はこうした企業の自主防災活動の促進と、災害時の企業との連携が必要とされる。